(建設委員会付託)

受 理 番 号 第 6 6 号 受理年月日 平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日

付託年月日 平成23年11月29日

陳 情 原 文 スーパー堤防と一帯の、土地区画整理事業の中止と根本から見直しを 提案します。私たち「北小岩一丁目東部地区 1 8 班」の住民は、盛り土を前提とし た土地区画整理事業に反対です。堤防から千葉街道が傾斜地になり、なおかつ、段々 畑状の宅地造成は、誰ものぞみません。即時撤回すべきです。

私たちは、ボーリング調査で、何ら問題のない現況の土地の上に、新しい土地区 画整理を希望します。

対案として、盛り土をやめて、市川橋寄り出口の千葉街道の下にトンネルを造る事により、江戸川区側が当該地区の難点と主張している、市川橋からUターンしての車両乗り入れを回避できる事。

また、下のトンネルができる事により、地域住民のみならず、市川橋際の出口を 横断する人や、自転車等の交通事故を大幅に減らす事ができます。

また、私たち地域住民は通勤や買い物に大変便利となり、京成江戸川駅へのアクセスと、この地域への物品の搬入・搬送が、格段に改善されます。

私たちは、今回の大震災で、如何に土地地盤が大事かという事を学習しました。 盛り土がないので、大地震等の地盤に対する心配がいりません。

江戸川区は、再三にわたり水害の脅威を、この地域の私たち住民に強調してきま したが、当該地域は、広い河川敷を有し、区内では1、2の高い地盤地域です。

盛り土をやめて、私たちの新しい案にすれば、長期移転も不要となり、本件事業の時間とコストを大幅に改善し、高齢者の多いこの地域住民が、最も望んでいる一日も早い事業の完成が可能となります。

また、本案は、賛成派と反対派とに分断された地域住民の感情修復が可能となり、ゆえに、最大の利点は、土地区画整理事業の早期完成が可能となる事です。

コスト面からは大幅に削減された分を、再建築費用の補助として、高齢者各戸に補助金を配分する事や、この地域に新築される住宅の屋根にソーラー発電パネル費用の補助が可能となります。これで、移転後の再建築費用の心配が解消されます。 少なくとも、蔵前橋通りの歩道橋に簡易エレベーターを取り付ける事などたやすいものです。

以上の事を、江戸川区に対案として、陳情いたします。